

# I. 機械物理系学科

表1 基礎資格及び最低修得単位数等

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数				備考
		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (表2)	教育の基礎的理解に関する科目等 (表3)	教科及び教科の指導法に関する科目 (表4)	大学が独自に設定する科目 (表3又は表4)	
中学校教諭一種免許状(数学)	学士の学位を有すること	11単位 (又は10単位)	27単位	28単位	4単位	介護等体験(必修)
高等学校教諭一種免許状(数学)			23単位	24単位	12単位	
高等学校教諭一種免許状(工業)			23単位	24単位	12単位	

備考

- 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」については表2に基づいて修得すること。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」については表3に基づいて修得すること。  
高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。  
「教育実習」を履修するためにはp7に定める要件を満たしていなければならないので、早い年次から履修計画を立てておくこと(なお、高一種免(工業)の教育実習は、当分の間、開講しない)。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」については免許状の教科ごとに表4に基づいて修得すること。
- 「大学が独自に設定する科目」については、最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「教科及び教科の指導法に関する科目」を充てること。
- 中学校教諭の免許状を希望する者は介護等体験が義務づけられている。介護等体験は2年次に行う。  
なお、具体的な手続き等の説明は1年次後期に開催する介護等体験オリエンテーションで行う。
- 集中講義で行われる授業科目もあるので履修漏れがないように注意すること。

表2 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科目区分	授業科目	単位数	開設状況	最低修得単位数	備考	履修年度	単位修得の有無
日本国憲法	憲法学	2	教養科目	2			
体育	○健康スポーツ科学実技	1	健スポ科目	3 (又は2)	必修		
	地域スポーツ支援プログラム	1	健スポ科目				
	スポーツ生理学入門	2	教養科目				
	現代社会とスポーツ	2	教養科目				
	スポーツサイエンス入門	2	教養科目				
外国語コミュニケーション	コミュニケーション英語A	1	外国語科目	4			
	コミュニケーション英語B	1	外国語科目				
	実践英語A	1	外国語科目				
	実践英語B	1	外国語科目				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシ	2	入門科目	2			
合計				11 (又は10)			

備考

- 日本国憲法は全学共通科目・教養科目の「憲法学」を修得すること。
- 体育は全学共通科目・健康スポーツ科目の「健康スポーツ科学実技」1単位及び上表に掲げる「健康スポーツ科学実技」以外の体育の授業を1科目(1単位もしくは2単位)修得するか、又は「健康スポーツ科学実技」を2単位(2単位目は、自由選択クラスを受講)修得すること。
- 外国語コミュニケーションは全学共通科目・外国語科目の「コミュニケーション英語A」、「コミュニケーション英語B」、「実践英語A」及び「実践英語B」を修得すること。
- 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作は全学共通科目・入門科目の「情報リテラシ」を修得すること。
- 開設状況欄の略号の意味は次のとおりである。  
入門科目：全学共通科目の入門科目  
外国語科目：全学共通科目の外国語科目  
教養科目：全学共通科目の教養科目  
健スポ科目：全学共通科目の健康スポーツ科目

表3 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	履修年次	開設状況	最低修得単位数			備考	履修年度	単位修得の有無	
科目	各科目に含める必要事項					中一種免(数学)	高一種免(数学)	高一種免(工業)				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	1	教養科目	2	2	2※				
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	人間と教育-教職入門-	2	1	地域学部	2	2	2※				
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2	1	教養科目	2	2	2※	1科目選択必修			
		地域教育政策論	2	2	地域学部							
		人権教育論	2	2	地域学部							
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と教育の心理学	2	1	教養科目	2	2	2※				
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	2	地域学部	2	2	2※					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2	3	地域学部	2						
	・特別活動の指導法 ・総合的な学習(探究)の時間の指導法	特別活動と総合的学習の時間の指導法	2	3	地域学部	2	2	2※				
	・教育の方法及び技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)(注) ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	学習科学論	2	1	地域学部	2	2	2※	○のついている科目は必修科目			
		学習とテクノロジー	2	2	地域学部							
		教育評価	2	2	地域学部							
	○教育過程と教育方法(ICTの活用含む)	2	2	地域学部								
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導論・キャリア発達支援論	2	2	地域学部	2	2	2※				
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談論	2	2	地域学部	2	2	2※					
教育実践に関する科目	・教育実習	教育実習指導(中等)	1	3	機物・専	5	3	3※				
		中等教育実習Ⅰ	4	4	機物・専							
		中等教育実習Ⅱ	2	4	機物・専							
	・教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	4	地域学部	2	2	2※				
合計						27	23	23				

備考

- 教育実習については、中学校教諭の免許状取得を希望する者は「教育実習指導(中等)」及び「中等教育実習Ⅰ」を、高等学校教諭の免許状取得を希望する者は「教育実習指導(中等)」及び「中等教育実習Ⅱ」を修得すること。  
なお、「中等教育実習Ⅰ」は、人数調整等の関係で、4年次に実施することになる場合もあるので承知しておくこと。  
また、高一種免(工業)の教育実習は、当分の間、開講しないので、代わりに「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得をもって、これに替えること。
- 最低修得単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。ただし、高一種免のみ取得予定の者については、「道徳教育論」を「大学が独自に設定する科目」に充てることができない。
- 高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」について、単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる(※の単位)。
- 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。  
教養科目：全学共通科目の教養科目  
地域学部：地域学部で開設する授業科目  
機物・専：工学部機械物理系学科の専門科目

(注) 「教育過程と教育方法(ICTの活用含む)」のみが「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む。

表4 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 中学校及び高等学校教諭一種免許状(数学)の教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目名	単位数	履修年次	開設状況	最低修得単位数	備考1		備考2	履修年度	単位修得の有無	
						中	高				
教科に関する専門的事項	代数学	○線形代数Ⅰ	2	1	教養科目	20	必修	必修	自然分野		
		線形代数Ⅱ	2	1	教養科目				自然分野		
	幾何学	○ベクトル解析	2	2	機物・専		必修	必修			
	解析学	○微分積分学Ⅰ	2	1	教養科目		必修	必修	自然分野		
		微分積分学Ⅱ	2	1	教養科目				自然分野		
		工業数学	2	1	機物・専						
		常微分方程式Ⅰ	2	1	機物・専						
		常微分方程式Ⅱ	2	2	機物・専						
		フーリエ解析	2	2	機物・専						
		複素関数論	2	2	機物・専						
		振動波動の基礎数理	2	3	機物・専						
	連続体振動の数理	2	3	機物・専							
	「確率論、統計学」	○確率統計学	2	1	機物・専		必修	必修			
		確率過程	2	2	機物・専						
コンピュータ	○プログラミング基礎	2	1	機物・専	必修	必修					
	数値計算	2	2	機物・専							
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○数学学習指導設計	2	2	機物・専	中8 高4	必修	※いずれか2科目以上選択必修	備考欄 1.2参照			
	○数学学習指導分析Ⅰ	2	2	機物・専		必修					
	○数学学習指導分析Ⅱ	2	2	機物・専		必修					
	○算数・数学学習指導論	2	2	機物・専		必修					
合計					中28 高24						

備考

- 授業科目名の前に○がついている科目(必修科目)を含んで中学校教諭一種免許状(数学)は計28単位以上、高等学校教諭一種免許状(数学)は計24単位以上修得すること。ただし、高一種免のみ取得予定の者については、「算数・数学学習指導論」を最低修得単位数に含めることはできない。
- 最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。ただし、高一種免のみ取得予定の者については、「算数・数学学習指導論」を「大学が独自に設定する科目」に充てることができない。
- 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。  
 教養科目：全学共通科目の教養科目  
 機物・専：工学部機械物理系学科の専門科目
- 鳥取大学全学共通科目履修規則別表第3の1全学共通科目教育課程表(工学部機械物理系学科)備考欄及び鳥取大学工学部履修規程別表専門科目教育課程表(機械物理系学科)教職科目欄の略号は以下のとおりである。  
 数(代)：中学校及び高等学校教諭一種免許状(数学)の教科及び教科の指導法に関する科目(代数学)  
 数(幾)：中学校及び高等学校教諭一種免許状(数学)の教科及び教科の指導法に関する科目(幾何学)  
 数(解)：中学校及び高等学校教諭一種免許状(数学)の教科及び教科の指導法に関する科目(解析学)  
 数(確)：中学校及び高等学校教諭一種免許状(数学)の教科及び教科の指導法に関する科目(「確率論、統計学」)  
 数(コン)：中学校及び高等学校教諭一種免許状(数学)の教科及び教科の指導法に関する科目(コンピュータ)  
 数(指導)：中学校及び高等学校教諭一種免許状(数学)の教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法)

(2) 高等学校教諭一種免許状(工業)の教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	履修年次	開設状況	最低修得単位数	備考	履修年度	単位修得の有無
教科に関する専門的事項	職業指導	○職業指導	2	3	機物・専	20	必修	
	工業の関係科目	○工業概論	2	3	機物・専		必修	
		力学	2	1	機物・専			
		材料力学Ⅰ	2	2	機物・専			
		材料力学Ⅱ	2	2	機物・専			
		弾性力学	2	3	機物・専			
		流体力学基礎	2	2	機物・専			
		粘性流体力学	2	3	機物・専			
		圧縮性流体力学	2	3	機物・専			
		数値流体力学	2	3	機物・専			
		機械工作実習	1	2	機物・専			
		機械設計製図基礎	2	1	機物・専			
		機械設計製図Ⅰ	1	2	機物・専			
		機械設計製図Ⅱ	1	2	機物・専			
		機械物理系実験Ⅰ	1	3	機物・専			
		機械物理系実験Ⅱ	1	3	機物・専			
		機構学	2	2	機物・専			
		機械加工学	2	3	機物・専			
		機械設計学Ⅰ	2	3	機物・専			
		機械設計学Ⅱ	2	3	機物・専			
		機械製作法	2	3	機物・専			
		電気電子工学概論	2	2	機物・専			
		振動工学	2	2	機物・専			
		熱力学	2	2	機物・専			
		伝熱工学	2	3	機物・専			
		エネルギー変換工学	2	2	機物・専			
		熱機関学	2	3	機物・専			
		航空宇宙工学概論	2	2	機物・専			
		航空機力学	2	2	機物・専			
		推進工学	2	3	機物・専			
		材料科学Ⅰ	2	2	機物・専			
		材料科学Ⅱ	2	3	機物・専			
		材料強度学	2	3	機物・専			
		塑性加工	2	3	機物・専			
		制御工学Ⅰ	2	3	機物・専			
		制御工学Ⅱ	2	3	機物・専			
		計測工学	2	2	機物・専			
		ロボット工学	2	3	機物・専			
		実践プロジェクトⅠ	2	3	機物・専			
		実践プロジェクトⅡ	2	3	機物・専			
	技術者倫理	2	3	機物・専				
技術英語	2	3	機物・専					
電気情報系実験Ⅰ	2	3	機物・専					
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○工業科教育法Ⅰ	2	3	機物・専	4	必修		
	○工業科教育法Ⅱ	2	3	機物・専		必修		
合計					24			

備考

1. 授業科目名の前に○がついている科目（必修科目）を含んで計24単位以上修得すること。
2. 最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
3. 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。  
機物・専：工学部機械物理系学科の専門科目
4. 鳥取大学全学共通科目履修規則別表第3の1全学共通科目教育課程表（工学部機械物理系学科）備考欄及び鳥取大学工学部履修規程別表専門科目教育課程表（機械物理系学科）教職科目欄の略号は以下のとおりである。  
工：高等学校教諭一種免許状（工業）の教科及び教科の指導法に関する科目

## 【免許状取得方法のモデルケース】

下記に免許状取得方法のモデルケースを示すので、各自の履修計画策定の際の参考にすること。  
 なお、下記のモデルケースは、あくまでも例示であり、簡略化している部分もあるので、履修にあたっては、必ず前頁までの単位修得方法等を各自で確認すること。

### 1 中学校教諭一種免許状(数学)と高等学校教諭一種免許状(数学)を取得する場合のモデルケース

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数 ([ ]内は教育職員免許法に定める最低修得単位数を表す)				備考
		教育職員免許法 施行規則第66条 の6に定める科目 (表2)	教育の基礎的 理解に関する 科目等 (表3)	教科及び教 科の指導法 に関する科 目 (表4)	大学が独自に設 定する科目 (表3又は表 4)	
中学校教諭一種 免許状(数学)	学士の学 位を有す ること	11単位 (又は10単位)	27単位 [27単位]	28単位 [28単位]	4単位 [4単位]	介護等体験 (必修)
高等学校教諭一種 免許状(数学)			23単位 [23単位]	24単位 [24単位]	12単位 [12単位]	
(例) 中学校教諭一種免 許状(数学)取得の ための単位	機械物理 系学科を 卒業する	11単位	27単位 ※1	34単位 ※2	4単位 ※3	介護等体験 に参加(2年 次)
(例) 高等学校教諭一種 免許状(数学)取得 のための単位			25単位 ※5	34単位 ※6	10単位 ※7 2単位 ※8	

- ※1 中一種免(数学)の「教育の基礎的理解に関する科目等」をそれぞれの科目区分の最低修得単位数を満たして27単位修得する。
- ※2 中一種免(数学)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで34単位修得する。
- ※3 中一種免(数学)の「大学が独自に設定する科目」の全部(4単位)に最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」(4単位)の単位を充てる。
- ※4 「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち中一種免(数学)と高一種免(数学)に共通する授業科目については、両方の免許状取得のための単位として共通使用することができる。
- ※5 高一種免(数学)の「教育の基礎的理解に関する科目等」を25単位修得する(※4のとおり、中一種免(数学)と共通の授業科目については、共通使用することができる)。
- ※6 高一種免(数学)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで34単位修得する。(※4のとおり、中一種免(数学)と共通の授業科目については、共通使用することができる)。
- ※7 高一種免(数学)の「大学が独自に設定する科目」(12単位)の一部に最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」(10単位)の単位を充てる。
- ※8 高一種免(数学)の「大学が独自に設定する科目」(12単位)の一部に最低修得単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」(2単位)の単位を充てる。

## 2 高等学校教諭一種免許状(数学)と高等学校教諭一種免許状(工業)を取得する場合のモデルケース

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数 ( [ ]内は教育職員免許法に定める最低修得単位数を表す)				備考
		教育職員免許法 施行規則第66条 の6に定める科目 (表2)	教育の基礎的 理解に関する 科目等 (表3)	教科及び教科 の指導法に 関する科 目 (表4)	大学が独自に設 定する科目 (表3又は表 4)	
高等学校教諭一種 免許状(数学)	学士の学 位を有す ること	11単位 (又は10単位)	23単位	24単位	12単位	
高等学校教諭一種 免許状(工業)			[23単位]	[24単位]	[12単位]	
(例) 高等学校教諭一種 免許状(数学)取得 のための単位	機械物理 系学科を 卒業する	11単位	23単位 ※1	36単位 ※2	12単位 ※3	
(例) 高等学校教諭一種 免許状(工業)取得 のための単位			※4	36単位 ※6	12単位 ※7	

- ※1 高一種免(数学)の「教育の基礎的理解に関する科目等」をそれぞれの科目区分の最低修得単位数を満たして23単位修得する。
- ※2 高一種免(数学)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで36単位修得する。
- ※3 高一種免(数学)の「大学が独自に設定する科目」の全部(12単位)に最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」(12単位)の単位を充てる。
- ※4 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち高一種免(数学)と高一種免(工業)に共通する授業科目については、両方の免許状取得のための単位として共通使用することができる。
- ※5 高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」を23単位修得する(※4のとおり、高一種免(数学)と共通の授業科目については、共通使用することができる)。  
(なお、高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」についての単位数の全部又は一部の単位修得は、高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることもできる。)
- ※6 高一種免(工業)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで36単位修得する。
- ※7 高一種免(工業)の「大学が独自に設定する科目」(12単位)の全部に最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」(12単位)の単位を充てる。

### 3 高等学校教諭一種免許状(工業)のみを取得する場合のモデルケース

～「教育の基礎的理解に関する科目等」と「大学が独自に設定する科目」の全部を、「教科に関する専門的事項に関する科目」で充てる場合～

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数 ( [ ]内は教育職員免許法に定める最低修得単位数を表す)				備考
		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(表2)	教育の基礎的理解に関する科目等(表3)	教科及び教科の指導法に関する科目(表4)	大学が独自に設定する科目(表3又は表4)	
高等学校教諭一種免許状(工業)	学士の学位を有すること	11単位 (又は10単位)	23単位 [23単位]	24単位 [24単位]	12単位 [12単位]	
(例)	機械物理系学科を卒業する	11単位	23単位 ※2	59単位 ※1	12単位 ※3	

※1 高一種免(工業)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで59単位修得する。

※2 高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部(23単位)に最低修得単位を超えて修得した高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位(23単位)を充てる。

※3 高一種免(工業)の「大学が独自に設定する科目」の全部(12単位)に最低修得単位を超えて修得した高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位(12単位)を充てる。



## II. 電気情報系学科

表1 基礎資格及び最低修得単位数等

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数				備考
		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(表2)	教育の基礎的理解に関する科目等(表3)	教科及び教科の指導法に関する科目(表4)	大学が独自に設定する科目(表3又は表4)	
高等学校教諭一種免許状(情報)	学士の学位を有すること	11単位 (又は10単位)	23単位	24単位	12単位	
高等学校教諭一種免許状(工業)			23単位	24単位	12単位	

備考

- 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」については表2に基づいて修得すること。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」については表3に基づいて修得すること。  
高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。  
「教育実習」を履修するためにはp7に定める要件を満たしていなければならないので、早い年次から履修計画を立てておくこと(なお、高一種免(工業)の教育実習は、当分の間、開講しない。)
- 「大学が独自に設定する科目」については、最低修得単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「教科及び教科の指導法に関する科目」を充てることができる。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」については免許状の教科ごとに表4に基づいて修得すること。
- 集中講義で行われる授業科目もあるので履修漏れがないように注意すること。

表2 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科目区分	授業科目	単位数	開設状況	最低修得単位数	備考	履修年度	単位修得の有無
日本国憲法	憲法学	2	教養科目	2			
体育	○健康スポーツ科学実技	1	健スポ科目	3 (又は2)	必修		
	地域スポーツ支援プログラム	1	健スポ科目				
	スポーツ生理学入門	2	教養科目				
	現代社会とスポーツ	2	教養科目				
	スポーツサイエンス入門	2	教養科目				
外国語コミュニケーション	コミュニケーション英語A	1	外国語科目	4			
	コミュニケーション英語B	1	外国語科目				
	実践英語A	1	外国語科目				
	実践英語B	1	外国語科目				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシ	2	入門科目	2			
合計				11 (又は10)			

備考

- 日本国憲法は全学共通科目・教養科目の「憲法学」を修得すること。
- 体育は全学共通科目・健康スポーツ科目の「健康スポーツ科学実技」1単位及び上表に掲げる「健康スポーツ科学実技」以外の体育の授業を1科目(1単位もしくは2単位)修得するか、又は「健康スポーツ科学実技」を2単位(2単位目は、自由選択クラスを受講)修得すること。
- 外国語コミュニケーションは全学共通科目・外国語科目の「コミュニケーション英語A」、「コミュニケーション英語B」、「実践英語A」及び「実践英語B」を修得すること。
- 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作は全学共通科目・入門科目の「情報リテラシ」を修得すること。
- 開設状況欄の略号の意味は次のとおりである。  
 入門科目:全学共通科目の入門科目  
 教養科目:全学共通科目の教養科目  
 外国語科目:全学共通科目の外国語科目  
 健スポ科目:全学共通科目の健康スポーツ科目

表3 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		授 業 科 目	単 位 数	履 修 年 次	開 設 状 況	最低修得単位数		備 考	履 修 年 度	単 位 修 得 の 有 無
科 目	各科目に含める必要事項					高一種免 (情報)	高一種免 (工業)			
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	1	教養科目	2	2※	1科目選択必修		
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	人間と教育-教職入門-	2	1	地域学部	2	2※			
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2	1	教養科目	2	2※			
		地域教育政策論	2	2	地域学部					
		人権教育論	2	2	地域学部					
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と教育の心理学	2	1	教養科目	2	2※			
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	2	地域学部	2	2※				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・特別活動の指導法 ・総合的な学習(探究)の時間の指導法	特別活動と総合的学習	2	3	地域学部	2	2※	○のついている科目は必修科目		
	・教育の方法及び技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)(注) ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	学習科学論	2	1	地域学部	2	2※			
		学習とテクノロジー	2	2	地域学部					
		教育評価	2	2	地域学部					
		○教育過程と教育方法(ICTの活用含む)	2	2	地域学部					
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導論・キャリア発達支援論	2	2	地域学部	2	2※			
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談論	2	2	地域学部	2	2※				
教育実践に関する科目	・教育実習	教育実習指導(中等)	1	3 ~ 4	電情・専	3	3※			
		中等教育実習Ⅱ	2		電情・専					
	・教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	4	地域学部	2	2※			
合 計						23	23			

備考

1. 高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」について、単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる(※の単位)。
2. 高一種免(工業)の教育実習は、当分の間、開講しないので、代わりに「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得をもって、これに替えること。  
なお、高一種免(情報)取得のために修得した教育実習の単位は、高一種免(工業)を取得するための教育実習の単位に共通使用することができる。
3. 最低修得単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
4. 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。  
教養科目:全学共通科目の教養科目  
地域学部:地域学部で開設する授業科目  
電情・専:工学部電気情報系学科の専門科目

(注)「教育過程と教育方法(ICTの活用含む)」のみが「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む。

表4 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 高等学校教諭一種免許状(情報)の教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	履修年次	開設状況	最低修得単位数	備考	履修年度	単位修得の有無
教科に関する専門的事項	情報社会・情報倫理	○情報化社会	1	4	電情・専	20	必修	
		電気情報系特別講義Ⅲ	1	3,4	電情・専		隔年開講	
	コンピュータ・情報処理(実習を含む。)	○プログラミングⅠ	2	1	電情・専		必修	
		○プログラミング演習Ⅰ	1	1	電情・専		必修	
		離散数学	2	2	電情・専			
		論理回路	2	1	電情・専			
		電子回路基礎	2	2	電情・専			
		電子回路基礎演習	1	2	電情・専			
		データ構造とアルゴリズムⅠ	2	2	電情・専			
		データ構造とアルゴリズムⅡ	2	2	電情・専			
		計算機構成論Ⅰ	2	2	電情・専			
		計算機構成論Ⅱ	2	2	電情・専			
		形式言語とオートマトン	2	2	電情・専			
		言語とコンパイラ	2	3	電情・専			
		人工知能	2	3	電情・専			
	情報システム(実習を含む。)	○プログラミング演習Ⅲ	1	2	電情・専		必修	
		○データベースと情報検索	2	3	電情・専		必修	
		ソフトウェア工学	2	2	電情・専			
		組込みシステム基礎	2	3	電情・専			
	情報通信ネットワーク(実習を含む。)	○並列・分散プログラミング	2	3	電情・専		必修	
		○プログラミング応用演習	1	3	電情・専		必修	
		信号処理プログラミング演習	1	2	電情・専			
		オペレーティングシステム	2	3	電情・専			
		情報セキュリティ	2	3	電情・専			
		情報ネットワーク	2	3	電情・専			
		情報理論	2	2	電情・専			
		信号処理工学	2	3	電情・専			
マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)	○プログラミングⅡ	2	1	電情・専	必修			
	○プログラミング演習Ⅱ	1	1	電情・専	必修			
	○画像情報処理	2	3	電情・専	必修			
	パターン認識論	2	4	電情・専				
	ヒューマンコンピュータインタラクション	2	4	電情・専				
情報と職業	○情報と職業	1	4	電情・専	必修			
	電気情報系特別講義Ⅳ	1	3,4	電情・専	隔年開講			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○情報教育法Ⅰ	2	2	電情・専	4	必修		
	○情報教育法Ⅱ	2	2	電情・専		必修		
合計					24			

備考

- 授業科目名の前に○がついている科目(必修科目)を含んで計24単位以上修得すること。
- 最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
- 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。  
電情・専：工学部電気情報系学科の専門科目
- 鳥取大学全学共通科目履修規則別表第3の2全学共通科目教育課程表(工学部電気情報系学科)備考欄及び鳥取大学工学部履修規程別表専門科目教育課程表(電気情報系学科)教科科目欄の略号は以下のとおりである。  
情A：高等学校教諭一種免許状(情報)の教科及び教科の指導法に関する科目(情報社会・情報倫理)  
情B：高等学校教諭一種免許状(情報)の教科及び教科の指導法に関する科目(コンピュータ・情報処理(実習を含む。))  
情C：高等学校教諭一種免許状(情報)の教科及び教科の指導法に関する科目(情報システム(実習を含む。))  
情D：高等学校教諭一種免許状(情報)の教科及び教科の指導法に関する科目(情報通信ネットワーク(実習を含む。))  
情E：高等学校教諭一種免許状(情報)の教科及び教科の指導法に関する科目(マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。))  
情F：高等学校教諭一種免許状(情報)の教科及び教科の指導法に関する科目(情報と職業)  
情G：高等学校教諭一種免許状(情報)の教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法)

(2) 高等学校教諭一種免許状(工業)の教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	履修年次	開設状況	最低修得単位数	備考	履修年度	単位の修得の有無
教科に関する専門的事項	職業指導	○職業指導	2	3	電情・専	20	必修		
	工業の関係科目	○工業概論	2	3	電情・専		必修		
		数学基礎(複素数, 集合と論理)	2	1	電情・専				
		確率・統計	2	2	電情・専				
		微分方程式	2	2	電情・専				
		複素関数論	2	2	電情・専				
		フーリエ解析	2	2	電情・専				
		電磁気学Ⅰ(静電磁気・電流)	2	2	電情・専				
		電磁気学演習Ⅰ	1	2	電情・専				
		電磁気学Ⅱ(電磁誘導・電磁場)	2	2	電情・専				
		電磁気学演習Ⅱ	1	2	電情・専				
		熱力学・統計力学	2	2	電情・専				
		量子力学	2	2	電情・専				
		固体電子論	2	3	電情・専				
		半導体Ⅰ(基礎)	2	3	電情・専				
		半導体Ⅱ(デバイス応用)	2	3	電情・専				
		電気電子材料	2	3	電情・専				
		電気回路Ⅰ(回路の諸定理)	2	2	電情・専				
		電気回路演習Ⅰ	1	2	電情・専				
		電気回路Ⅱ(交流回路)	2	2	電情・専				
		システム電子回路	2	3	電情・専				
		電波工学(分布定数とアンテナ)	2	3	電情・専				
		電気機器(回転機と静止器)	2	3	電情・専				
		電力Ⅰ(発電)	2	3	電情・専				
		パワーエレクトロニクス	2	3	電情・専				
		電力Ⅱ(3相交流・送配電)	2	4	電情・専				
		計測と制御	2	2	電情・専				
		制御工学Ⅰ(古典制御)	2	3	電情・専				
		制御工学Ⅱ(現代制御)	2	3	電情・専				
		数値計算法	2	2	電情・専				
		数理計画法	2	3	電情・専				
		情報通信工学	2	3	電情・専				
		生化学Ⅱ	2	4	化 <sup>ハ</sup> ・専				
		技術英語	1	3	電情・専				
		工学倫理	2	1	電情・専				
		高電圧工学	1	3, 4	電情・専			隔年開講	
		電気法規及び電力施設管理	1	3, 4	電情・専			隔年開講	
		電気電子設計製図	2	4	電情・専				
		機械設計製図基礎	2	4	電情・専				
		機械概論	2	4	電情・専				
		電気情報系実験Ⅰ	2	2	電情・専				
電気情報系実験Ⅱ	2	3	電情・専						
ロボット制御実習	1	3	電情・専						
電気電子工学実験	2	3	電情・専						
電気情報系特別講義Ⅰ	1	3, 4	電情・専		隔年開講				
電気情報系特別講義Ⅱ	1	3, 4	電情・専		隔年開講				

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単位数	履修年次	開設状況	最低修得単位数	備 考	履修年度	単位修得の有無
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○工業科教育法Ⅰ	2	3	電情・専	4	必修		
	○工業科教育法Ⅱ	2	3	電情・専		必修		
合 計					24			

備考

1. 授業科目名の前に○がついている科目（必修科目）を含んで計24単位以上修得すること。
2. 最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
3. 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。  
電情・専：工学部電気情報系学科の専門科目  
化バ・専：工学部化学バイオ系学科の専門科目
4. 鳥取大学全学共通科目履修規則別表第3の2全学共通科目教育課程表（工学部電気情報系学科）備考欄及び鳥取大学工学部履修規程別表専門科目教育課程表（電気情報系学科）教職科目欄の略号は以下のとおりである。  
工：高等学校教諭一種免許状（工業）の教科及び教科の指導法に関する科目

## 【免許状取得方法のモデルケース】

下記に免許状取得方法のモデルケースを示すので、各自の履修計画策定の際の参考にすること。  
 なお、下記のモデルケースは、あくまでも例示であり、簡略化している部分もあるので、履修にあたっては、必ず前頁までの単位修得方法等を各自で確認すること。

### 1 高等学校教諭一種免許状(情報)と高等学校教諭一種免許状(工業)を取得する場合のモデルケース

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数 ([ ]内は教育職員免許法に定める最低修得単位数を表す)				備考
		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(表2)	教育の基礎的理解に関する科目等(表3)	教科及び教科の指導法に関する科目(表4)	大学が独自に設定する科目(表3又は表4)	
高等学校教諭一種免許状(情報)	学士の学位を有すること	11単位 (又は10単位)	23単位	24単位	12単位	
高等学校教諭一種免許状(工業)			[23単位]	[24単位]	[12単位]	
(例)高等学校教諭一種免許状(情報)取得のための単位	電気情報系学科を卒業する	11単位	23単位 ※1	36単位 ※2	12単位 ※3	
(例)高等学校教諭一種免許状(工業)取得のための単位			※4	36単位 ※6	12単位 ※7	

- ※1 高一種免(情報)の「教育の基礎的理解に関する科目等」をそれぞれの科目区分の最低修得単位数を満たして23単位修得する。
- ※2 高一種免(情報)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで36単位修得する。
- ※3 高一種免(情報)の「大学が独自に設定する科目」の全部(12単位)に最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」(12単位)の単位を充てる。
- ※4 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち高一種免(情報)と高一種免(工業)に共通する授業科目については、両方の免許状取得のための単位として共通使用することができる。
- ※5 高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」を23単位修得する(※4のとおり、高一種免(情報)と共通の授業科目については、共通使用することができる)。  
 (なお、高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることもできる。)
- ※6 高一種免(工業)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで36単位修得する。
- ※7 高一種免(工業)の「大学が独自に設定する科目」の全部(12単位)に最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」(12単位)の単位を充てる。

## 2 高等学校教諭一種免許状(工業)のみを取得する場合のモデルケース

～「教育の基礎的理解に関する科目等」と「大学が独自に設定する科目」の全部を、「教科に関する専門的事項に関する科目」で充てる場合～

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数 ([ ]内は教育職員免許法に定める最低修得単位数を表す)				備考
		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(表2)	教育の基礎的理解に関する科目等(表3)	教科及び教科の指導法に関する科目(表4)	大学が独自に設定する科目(表3又は表4)	
高等学校教諭一種免許状(工業)	学士の学位を有すること	11単位 (又は10単位)	23単位 [23単位]	24単位 [24単位]	12単位 [12単位]	
(例)	電気情報系学科を卒業する	11単位	23単位 ※2	59単位 ※1	12単位 ※3	

※1 高一種免(工業)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで59単位修得する。

※2 高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部(23単位)に最低修得単位数を超えて修得した高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位(23単位)を充てる。

※3 高一種免(工業)の「大学が独自に設定する科目」の全部(12単位)に最低修得単位数を超えて修得した高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」(12単位)の単位を充てる。

### Ⅲ. 化学バイオ系学科

表1 基礎資格及び最低修得単位数等

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数				備考
		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(表2)	教育の基礎的理解に関する科目等(表3)	教科及び教科の指導法に関する科目(表4)	大学が独自に設定する科目(表3又は表4)	
中学校教諭一種免許状(理科)	学士の学位を有すること	11単位(又は10単位)	27単位	28単位	4単位	介護等体験(必修)
高等学校教諭一種免許状(理科)			23単位	24単位	12単位	
高等学校教諭一種免許状(工業)			23単位	24単位	12単位	

備考

- 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」については表2に基づいて修得すること。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」については表3に基づいて修得すること。  
高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。「教育実習」を履修するためにはp7に定める要件を満たしていなければならないので、早い年次から履修計画を立てておくこと(なお、高一種免(工業)の教育実習は、当分の間、開講しない。)
- 「大学が独自に設定する科目」については、最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「教科及び教科の指導法に関する科目」を充てることができる。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」については免許状の教科ごとに表4に基づいて修得すること。
- 中学校教諭の免許状を希望する者は介護等体験が義務づけられている。介護等体験は2年次に行う。なお、具体的な手続き等の説明は1年次後期に開催する介護等体験オリエンテーションで行う。
- 集中講義で行われる授業科目もあるので履修漏れがないように注意すること。

表2 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科目区分	授業科目	単位数	開設状況	最低修得単位数	備考	履修年度	単位修得の有無
日本国憲法	憲法学	2	教養科目	2			
体育	○健康スポーツ科学実技	1	健スポ科目	3(又は2)	必修		
	地域スポーツ支援プログラム	1	健スポ科目				
	スポーツ生理学入門	2	教養科目				
	現代社会とスポーツ	2	教養科目				
	スポーツサイエンス入門	2	教養科目				
外国語コミュニケーション	コミュニケーション英語A	1	外国語科目	4			
	コミュニケーション英語B	1	外国語科目				
	実践英語A	1	外国語科目				
	実践英語B	1	外国語科目				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシ	2	入門科目	2			
合計				11(又は10)			

備考

- 日本国憲法は全学共通科目・教養科目の「憲法学」を修得すること。
- 体育は全学共通科目・健康スポーツ科目の「健康スポーツ科学実技」1単位及び上表に掲げる「健康スポーツ科学実技」以外の体育の授業を1科目(1単位もしくは2単位)修得するか、又は「健康スポーツ科学実技」を2単位(2単位目は、自由選択クラスを受講)修得すること。
- 外国語コミュニケーションは全学共通科目・外国語科目の「コミュニケーション英語A」、「コミュニケーション英語B」、「実践英語A」及び「実践英語B」を修得すること。
- 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作は全学共通科目・入門科目の「情報リテラシ」を修得すること。
- 開設状況欄の略号の意味は次のとおりである。  
入門科目:全学共通科目の入門科目  
教養科目:全学共通科目の教養科目  
外国語科目:全学共通科目の外国語科目  
健スポ科目:全学共通科目の健康スポーツ科目



表3 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	履修年次	開設状況	最低修得単位数			備考	履修年度	単位修得の有無
科目	各科目に含める必要事項					中一種免(理科)	高一種免(理科)	高一種免(工業)			
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	1	教養科目	2	2	2※			
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	人間と教育-教職入門-	2	1	地域学部	2	2	2※			
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2	1	教養科目	2	2	2※	1科目選択必修		
		地域教育政策論	2	2	地域学部						
		人権教育論	2	2	地域学部						
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と教育の心理学	2	1	教養科目	2	2	2※			
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	2	地域学部	2	2	2※				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2	3	地域学部	2	/	/			
	・特別活動の指導法 ・総合的な学習(探究)の時間の指導法	特別活動と総合的学習	2	3	地域学部	2	2	2※			
	・教育の方法及び技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)(注) ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	学習科学論	2	1	地域学部	2	2	2※	○のついている科目は必修科目		
		学習とテクノロジー	2	2	地域学部						
		教育評価	2	2	地域学部						
		○教育過程と教育方法(ICTの活用含む)	2	2	地域学部						
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導論・キャリア発達支援論	2	2	地域学部	2	2	2※			
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談論	2	2	地域学部	2	2	2※				
教育実践に関する科目	・教育実習	教育実習指導(中等)	1	3	化バ・専	5	3	3※			
		中等教育実習Ⅰ	4	4	化バ・専						
		中等教育実習Ⅱ	2	4	化バ・専						
	・教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	4	地域学部	2	2	2※			
合計						27	23	23			

備考

- 教育実習については、中一種免(理科)取得を希望する者は、「教育実習指導(中等)」及び「中等教育実習Ⅰ」を、高一種免(理科)取得を希望する者は、「教育実習指導(中等)」及び「中等教育実習Ⅱ」を修得すること。  
なお、「中等教育実習Ⅰ」は、人数調整等の関係で、4年次に実施することになる場合もあるので承知しておくこと。  
高一種免(工業)の教育実習は、当分の間、開講しないので、代わりに「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得をもって、これに替えること。  
なお、中一種免(理科)又は高一種免(理科)取得のために修得した教育実習の単位数は、高一種免(工業)を取得するための教育実習の単位数に共通使用することができる。
- 最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。ただし、高一種免のみ取得予定の者については、「道徳教育論」を「大学が独自に設定する科目」に充てることができない。
- 高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」について、単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる(※の単位)。
- 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。  
教養科目: 全学共通科目の教養科目 地域学部: 地域学部で開設する授業科目  
化バ・専: 工学部化学バイオ系学科の専門科目

(注) 「教育過程と教育方法(ICTの活用含む)」のみが「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む。

表4 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 中学校及び高等学校教諭一種免許状(理科)の教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目名	単位数	履修年次	開設状況	最低修得単位数	備考1		備考2	履修年度	単位修得の有無	
						中	高				
教科に関する専門的事項	物理学	○基礎物理学	2	1	教養科目	中 2 4  高 2 0	必修	必修			
	化学	○有機化学Ⅰ	2	2	化バ・専		必修	必修			
		○物理化学Ⅰ	2	1	化バ・専		必修	必修			
		○無機化学Ⅰ	2	1	化バ・専		必修	必修			
		○分析化学Ⅰ	2	1	化バ・専		必修	必修			
		有機化学Ⅱ	2	2	化バ・専						
		生体分子化学Ⅱ	2	3	化バ・専						
		構造生化学	2	3	化バ・専						
		物理化学Ⅱ	2	2	化バ・専						
		無機化学Ⅱ	2	2	化バ・専						
		分析化学Ⅱ	2	1	化バ・専						
		物理・無機化学演習	1	3	化バ・専						
		有機化学演習	1	3	化バ・専						
		環境微生物工学	2	2	化バ・専						
		生物学	○生化学Ⅰ	2	1		化バ・専	必修	必修		
	○微生物学		2	2	化バ・専		必修	必修			
	分子生物学		2	2	化バ・専						
	地学	○地球科学(新しい地球観の基礎)	2	1	教養科目		○のついている科目から1科目以上選択必修	○のついている科目から1科目以上選択必修	自然分野		
		○地球科学(ジオパークと自然災害・防災の基礎)	2	1	教養科目				自然分野		
		土木地質学	2	2	化バ・専						
		地球環境情報工学	2	4	化バ・専						
	物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	○物理学実験演習	2	2	教養科目		必修				
	化学実験(コンピュータ活用を含む。)	○応用化学実験Ⅰ	2	2	化バ・専		必修	○のついている科目から1科目以上選択必修			
		応用化学実験Ⅱ	2	2	化バ・専						
		応用化学実験Ⅲ	2	3	化バ・専						
		化学実験演習	2	1	教養科目						
	生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	○生物学実験Ⅰ	2	2	化バ・専		必修				
		生物学実験Ⅱ	2	3	化バ・専						
		生物学実験Ⅲ	2	3	化バ・専						
	地学実験(コンピュータ活用を含む。)	○地球科学実験演習	2	2	教養科目		必修		備考欄1参照		
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○科学学習指導分析Ⅰ	2	2	農学部		中8  高4	必修	いずれか2科目以上選択必修	備考欄2参照	
		○科学学習指導分析Ⅱ	2	2	農学部			必修			
○科学学習指導設計Ⅰ		2	3	農学部	必修						
○科学学習指導設計Ⅱ		2	3	農学部	必修						
合計					中3 2 高2 4						

備考

1. 社会システム土木系学科開設科目を履修すること。なお、履修条件として自然分野「地球科学」を修得済みであること。
2. 中一種免(理科)および高一種免(理科)取得を希望する者は、2年次に「科学学習指導分析Ⅰ」を優先して履修することが望ましい。
3. 中一種免(理科)取得を希望する者は、授業科目名の前に○がついている科目(ただし、科目区分:地学については、○のついている科目から1科目以上選択必修)を含んで、計32単位以上修得すること。高一種免(理科)取得を希望する者は、授業科目名の前に○がついている科目(ただし、科目区分:地学及び各実験については、○のついている科目から1科目以上選択必修。科目区分:各教科の指導法については、○のついている科目から2科目4単位以上選択必修)を含んで、計24単

位以上修得すること。

4. 最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
5. 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。  
教養科目: 全学共通科目の教養科目  
化バ・専: 工学部化学バイオ系学科の専門科目  
農学部: 農学部で開設する授業科目
6. 鳥取大学全学共通科目履修規則別表第3の3全学共通科目教育課程表(工学部化学バイオ系学科)備考欄及び鳥取大学工学部履修規程別表専門科目教育課程表(化学バイオ系学科)教職科目欄の略号は以下のとおりである。  
理(物): 中学校及び高等学校教諭一種免許状(理科)の教科及び教科の指導法に関する科目(物理学)  
理(化): 中学校及び高等学校教諭一種免許状(理科)の教科及び教科の指導法に関する科目(化学)  
理(生): 中学校及び高等学校教諭一種免許状(理科)の教科及び教科の指導法に関する科目(生物学)  
理(地): 中学校及び高等学校教諭一種免許状(理科)の教科及び教科の指導法に関する科目(地学)  
理(物実): 中学校及び高等学校教諭一種免許状(理科)の教科及び教科の指導法に関する科目(物理学実験(コンピュータ活用を含む。))  
理(化実): 中学校及び高等学校教諭一種免許状(理科)の教科及び教科の指導法に関する科目(化学実験(コンピュータ活用を含む。))  
理(生実): 中学校及び高等学校教諭一種免許状(理科)の教科及び教科の指導法に関する科目(生物学実験(コンピュータ活用を含む。))  
理(地実): 中学校及び高等学校教諭一種免許状(理科)の教科及び教科の指導法に関する科目(地学実験(コンピュータ活用を含む。))  
理(指導): 中学校及び高等学校教諭一種免許状(理科)の教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法)

(2)高等学校教諭一種免許状(工業)の教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	履修年次	開設状況	最低修得単位数	備考	履修年度	単位修得の有無
教科に関する専門的事項	職業指導	○職業指導	2	3	化バ・専	20	必修		
	工業の関係科目	○工業概論	2	3	化バ・専		必修		
		工業有機化学Ⅰ	2	2	化バ・専				
		工業有機化学Ⅱ	2	3	化バ・専				
		生体分子化学Ⅰ	2	2	化バ・専				
		高分子化学	2	3	化バ・専				
		有機合成化学	2	3	化バ・専				
		超分子化学	2	3	化バ・専				
		有機材料化学	2	3	化バ・専				
		生化学Ⅱ	2	2	化バ・専				
		蛋白質工学	2	3	化バ・専				
		物理化学Ⅲ	2	2	化バ・専				
		基礎量子化学	2	2	化バ・専				
		電気化学	2	2	化バ・専				
		構造物理化学	2	3	化バ・専				
		触媒化学	2	3	化バ・専				
		無機化学Ⅲ	2	2	化バ・専				
		無機材料化学	2	3	化バ・専				
		工業無機化学	2	3	化バ・専				
		機器分析	2	2	化バ・専				
		グリーンケミストリー	2	3	化バ・専				
		応用化学ゼミナール	2	3	化バ・専				
		遺伝子工学	2	3	化バ・専				
		生化学実験計画法	2	3	化バ・専				
酵素工学	2	3	化バ・専						
植物分子工学	2	3	化バ・専						
応用微生物学	2	3	化バ・専						
生物工学プレゼンテーション演習	1	4	化バ・専						
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	○工業科教育法Ⅰ	2	3	化バ・専	4	必修			
	○工業科教育法Ⅱ	2	3	化バ・専		必修			
合計						24			

備考

- 授業科目名の前に○がついている科目(必修科目)を含んで計24単位以上修得すること。
- 最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」は「大学が独自に設定する科目」に充てることができる。
- 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。  
化バ・専：工学部化学バイオ系学科の専門科目
- 鳥取大学全学共通科目履修規則別表第3の3全学共通科目教育課程表(工学部化学バイオ系学科)備考欄及び鳥取大学工学部履修規程別表専門科目教育課程表(化学バイオ系学科)教職科目欄の略号は以下のとおりである。  
工：高等学校教諭一種免許状(工業)の教科及び教科の指導法に関する科目

## 【免許状取得方法のモデルケース】

下記に免許状取得方法のモデルケースを示すので、各自の履修計画策定の際の参考にすること。  
 なお、下記のモデルケースは、あくまでも例示であり、簡略化している部分もあるので、履修にあたっては、必ず前頁までの単位修得方法等を各自で確認すること。

### 1 中学校教諭一種免許状(理科)と高等学校教諭一種免許状(理科)を取得する場合のモデルケース

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数 ([ ]内は教育職員免許法に定める最低修得単位数を表す)				備考
		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(表2)	教育の基礎的理解に関する科目等(表3)	教科及び教科の指導法に関する科目(表4)	大学が独自に設定する科目(表3又は表4)	
中学校教諭一種免許状(理科)	学士の学位を有すること	11単位 (又は10単位)	27単位 [27単位]	28単位 [28単位]	4単位 [4単位]	介護等体験(必修)
高等学校教諭一種免許状(理科)			23単位 [23単位]	24単位 [24単位]	12単位 [12単位]	
(例) 中学校教諭一種免許状(理科)取得のための単位	化学バイオ系学科を卒業する	11単位	27単位 ※1	34単位 ※2	4単位 ※3	介護等体験に参加(2年次)
(例) 高等学校教諭一種免許状(理科)取得のための単位			25単位 ※5	34単位 ※6	10単位 ※7 2単位 ※8	

- ※1 中一種免(理科)の「教育の基礎的理解に関する科目等」をそれぞれの科目区分の最低修得単位数を満たして27単位修得する。
- ※2 中一種免(理科)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで34単位修得する。
- ※3 中一種免(理科)の「大学が独自に設定する科目」(4単位)の一部に最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」(4単位)の単位を充てる。
- ※4 「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち中一種免(理科)と高一種免(理科)に共通する授業科目については、両方の免許状取得のための単位として共通使用することができる。
- ※5 高一種免(理科)の「教育の基礎的理解に関する科目等」を25単位修得する(※4のとおり、中一種免(理科)と共通の授業科目については、共通使用することができる)。
- ※6 高一種免(理科)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで34単位修得する。(※4のとおり、中一種免(理科)と共通の授業科目については、共通使用することができる)。
- ※7 高一種免(理科)の「大学が独自に設定する科目」(12単位)の一部に最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」(10単位)の単位を充てる。
- ※8 高一種免(理科)の「大学が独自に設定する科目」(12単位)の一部に最低修得単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」(2単位)の単位を充てる。

## 2 高等学校教諭一種免許状(理科)と高等学校教諭一種免許状(工業)を取得する場合のモデルケース

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数 ([ ]内は教育職員免許法に定める最低修得単位数を表す)				備考
		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(表2)	教育の基礎的理解に関する科目等(表3)	教科及び教科の指導法に関する科目(表4)	大学が独自に設定する科目(表3又は表4)	
高等学校教諭一種免許状(理科)	学士の学位を有すること	11単位 (又は10単位)	23単位 [23単位]	24単位 [24単位]	12単位 [12単位]	
高等学校教諭一種免許状(工業)			23単位 [23単位]	24単位 [24単位]	12単位 [12単位]	
(例) 高等学校教諭一種免許状(理科)取得のための単位	化学バイオ系学科を卒業する	11単位	23単位 ※1	36単位 ※2	12単位 ※3	
(例) 高等学校教諭一種免許状(工業)取得のための単位			※4	36単位 ※6	12単位 ※7	

- ※1 高一種免(理科)の「教育の基礎的理解に関する科目等」をそれぞれの科目区分の最低修得単位数を満たして23単位修得する。
- ※2 高一種免(理科)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで36単位修得する。
- ※3 高一種免(理科)の「大学が独自に設定する科目」の全部(12単位)に最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」(12単位)の単位を充てる。
- ※4 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち高一種免(理科)と高一種免(工業)に共通する授業科目については、両方の免許状取得のための単位として共通使用することができる。
- ※5 高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」を23単位修得する(※4のとおり、高一種免(理科)と共通の授業科目については、共通使用することができる)。  
(なお、高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」についての単位数の全部又は一部の単位修得は、高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることもできる)。
- ※6 高一種免(工業)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで36単位修得する。
- ※7 高一種免(工業)の「大学が独自に設定する科目」の全部(12単位)に最低修得単位を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」(12単位)の単位を充てる。

### 3 高等学校教諭一種免許状(工業)のみを取得する場合のモデルケース

～「教育の基礎的理解に関する科目等」と「大学が独自に設定する科目」の全部を、「教科に関する専門的事項に関する科目」で充てる場合～

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数 ([ ]内は教育職員免許法に定める最低修得単位数を表す)				備考
		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(表2)	教育の基礎的理解に関する科目等(表3)	教科及び教科の指導法に関する科目(表4)	大学が独自に設定する科目(表3又は表4)	
高等学校教諭一種免許状(工業)	学士の学位を有すること	11単位 (又は10単位)	23単位 [23単位]	24単位 [24単位]	12単位 [12単位]	
(例)	化学バイオ系学科を卒業する	11単位	23単位 ※2	59単位 ※1	12単位 ※3	

※1 高一種免(工業)の「教科及び教科の指導法に関する科目」を必修科目を含んで59単位修得する。

※2 高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」に最低修得単位数を超えて修得した高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位(23単位)を充てる。

※3 高一種免(工業)の「大学が独自に設定する科目」の全部(12単位)に最低修得単位数を超えて修得した高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」(12単位)の単位を充てる。

## IV. 社会システム土木系学科

表1 基礎資格及び最低修得単位数等

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数				備考
		教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(表2)	教育の基礎的理解に関する科目等(表3)	教科及び教科の指導法に関する科目(表4)	大学が独自に設定する科目(表3又は表4)	
高等学校教諭一種免許状(工業)	学士の学位を有すること	11単位 (又は10単位)	23単位	24単位	12単位	

備考

- 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」については表2に基づいて修得すること。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」については表3に基づいて修得すること。  
高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる。
- 「大学が独自に設定する科目」については最低修得単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「教科及び教科の指導法に関する科目」を充てること。
- 集中講義で行われる授業科目もあるので履修漏れがないように注意すること。

表2 教員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科目区分	授業科目	単位数	開設状況	最低修得単位数	備考	履修年度	単位修得の有無
日本国憲法	憲法学	2	教養科目	2			
体育	○健康スポーツ科学実技	1	健スポ科目	3 (又は2)	必修		
	地域スポーツ支援プログラム	1	健スポ科目				
	スポーツ生理学入門	2	教養科目				
	現代社会とスポーツ	2	教養科目				
	スポーツサイエンス入門	2	教養科目				
外国語コミュニケーション	コミュニケーション英語A	1	外国語科目	4			
	コミュニケーション英語B	1	外国語科目				
	実践英語A	1	外国語科目				
	実践英語B	1	外国語科目				
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシ	2	入門科目	2			
合計				11 (又は10)			

備考

- 日本国憲法は全学共通科目・教養科目の「憲法学」を修得すること。
- 体育は全学共通科目・健康スポーツ科目の「健康スポーツ科学実技」1単位及び上表に掲げる「健康スポーツ科学実技」以外の体育の授業を1科目(1単位もしくは2単位)修得するか、又は「健康スポーツ科学実技」を2単位(2単位目は、自由選択クラスを受講)修得すること。
- 外国語コミュニケーションは全学共通科目・外国語科目の「コミュニケーション英語A」、「コミュニケーション英語B」、「実践英語A」及び「実践英語B」を修得すること。
- 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作は全学共通科目・入門科目の「情報リテラシ」を修得すること。
- 開設状況欄の略号の意味は次のとおりである。  
入門科目:全学共通科目の入門科目  
教養科目:全学共通科目の教養科目  
外国語科目:全学共通科目の外国語科目  
健スポ科目:全学共通科目の健康スポーツ科目



表3 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	履修年次	開設状況	最低修得単位数	備考	履修年度	単位修得の有無
科目	各科目に含める必要事項					高一種免(工業)			
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	1	教養科目	2※			
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	人間と教育-教職入門-	2	1	地域学部	2※			
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2	1	教養科目	2※	1科目選択必修		
		地域教育政策論	2	2	地域学部				
		人権教育論	2	2	地域学部				
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と教育の心理学	2	1	教養科目	2※			
・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	2	地域学部	2※				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・特別活動の指導法 ・総合的な学習(探究)の時間の指導法	特別活動と総合的学習	2	3	地域学部	2※			
	・教育の方法及び技術(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)(注) ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	学習科学論	2	1	地域学部	2※	○のついている科目は必修科目		
		学習とテクノロジー	2	2	地域学部				
		教育評価	2	2	地域学部				
		○教育過程と教育方法(ICTの活用含む)	2	2	地域学部				
	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒指導論・キャリア発達支援論	2	2	地域学部	2※			
・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談論	2	2	地域学部	2※				
教育実践に関する科目	・教育実習	教育実習指導(中等)	1	3~4	社土・専	3※			
		中等教育実習Ⅱ	2		社土・専				
	・教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	4	地域学部	2※			
合計						23			

備考

1. 高一種免(工業)の「教育の基礎的理解に関する科目等」について、単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、高一種免(工業)の「教科に関する専門的事項に関する科目」についての同数の単位の修得をもって、これに替えることができる(※の単位)。
2. 高一種免(工業)の教育実習は、当分の間、開講しないので、代わりに「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得をもって、これに替えること。
3. 最低修得単位を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」は「大学が独自に設定できる科目」に充てることができる。
4. 開設状況欄の略号の意味は以下のとおりである。  
 教養科目: 全学共通科目の教養科目  
 地域学部: 地域学部で開設する授業科目  
 社土・専: 工学部社会システム土木系学科の専門科目

(注) 「教育過程と教育方法(ICTの活用含む)」のみが「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を含む。